

# 福島市公民連携 ガイドライン

令和 6 年3月

政策調整課

## 目次

1. 定義
2. 目的
3. 公民連携によるメリット
4. 基本原則
5. 検討組織
6. 公民連携窓口「公民こねくと」

---

## 1. 定義

---

福島市(以下「本市」という)における公民連携を以下のとおり定義します。

民間企業や団体、大学等の多様な主体(以下「民間事業者等」という)と行政が、相互の対話を通じて連携し、それぞれが持つアイデアやノウハウ、資源、ネットワークなどを結集することで、本市の行政課題や地域課題の解決に資する新たな価値をともに創出すること。

---

## 2. 目的

---

公民連携の目的は以下のとおりです。

(1) 質の高い市民サービスの提供

民間事業者等のノウハウを活用し、行政だけではできないきめ細かで質の高い市民サービスの持続的な提供を目指します。

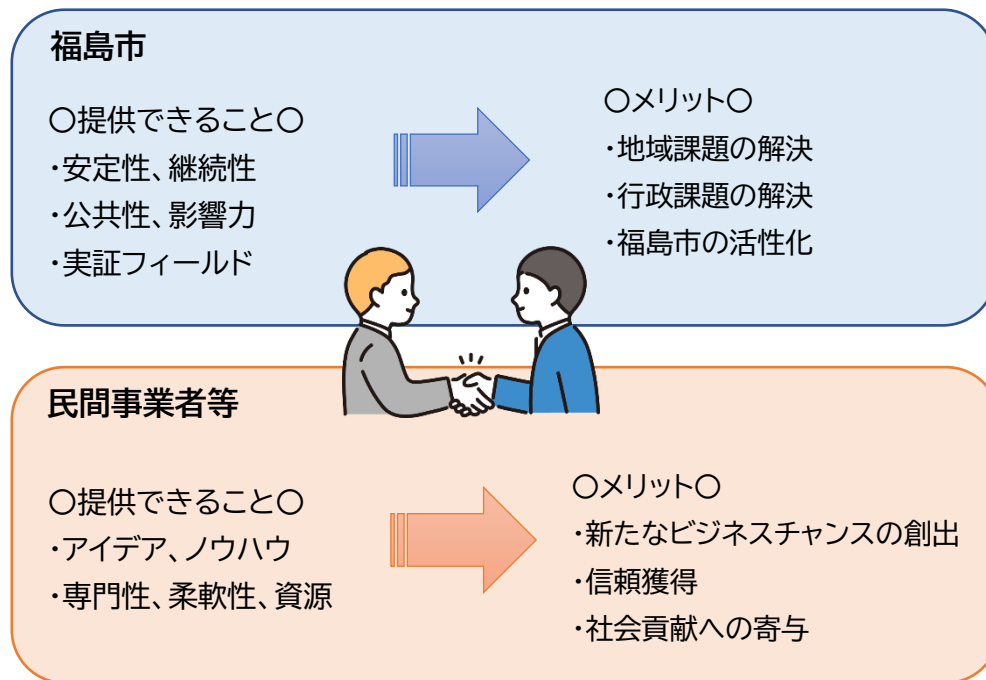
(2) 効果的・効率的な行政の推進

民間事業者等との連携により、効果的・効率的に取り組みを行い、費用対効果の最大化を目指します。

(3) 地域経済の活性化

公民連携による新たな取り組みの創出や交流の促進を通じて、地域における雇用の創出や事業者の発展などに繋げることで、地域経済の活性化を目指します。

### 3. 公民連携によるメリット



### 4. 基本原則

公民連携の推進に当たり、以下の原則に則って進めることとします。

(1) 公平性確保の原則

本市は、全ての民間事業者等に提案の機会を確保します。

(2) 対等・対話の原則

お互いに対等の立場で対話を重ね、信頼関係を構築することにより、公民連携の目的を実現します。

(3) 目標共有・相互メリットの原則

市民サービスの向上や行政課題解決に向けた目標を共有し、相互の行動原理や連携の取り組みから得られるメリット等を理解・調整し、互恵的な関係を構築します。

(4) アイデア保護の原則

実施する連携の取り組みは広く社会に開示しますが、民間事業者等の独自のアイデア等については、協議により保護すべき情報は保護します。

## 5. 検討組織

公民連携の取り組みに関し、市長をトップとする組織体制を敷きます。この組織をもって取り組みを検討し、担当部局を割り振ります。

また、内部調整にあたっては、政策調整課が行います。

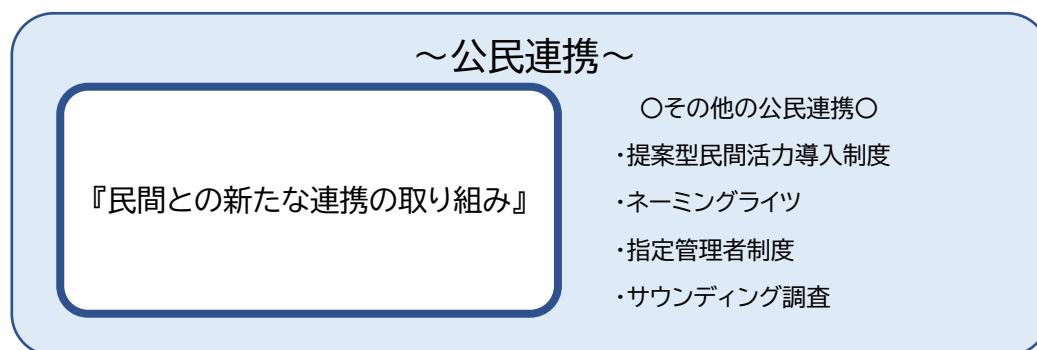
## 6. 公民連携窓口「公民こねくと」

### (1)「公民こねくと」の設置

公民連携を一層推進し、本市の公民連携に関する総合調整を行い、地域課題を解決するための一元的な窓口として、政策調整課内に公民連携窓口「公民こねくと」を設置し、民間事業者等からアイデアや取り組み提案を広く受け付けます。

### (2)適用範囲

「公民こねくと」で扱う公民連携は『民間との新たな連携の取り組み』を適用範囲とします。既にあるような、具体的な手順や方法を細かく指定した取り組みとは異なり、民間事業者等のアイデア、ノウハウを最大限に活用することを目的とします。民間事業者等の創意工夫を発揮していただき、良質な市民サービスが提供できる環境整備を目指します。



### (3)提案条件

#### ①提案者

市内外問わず、提案する取り組み内容を自ら実施する意思及び能力を有する「民間事業者」、「大学・研究機関」、「NPO 法人等の法人」、「個人事業主を含むその他法人」とします。

また、次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けられません。なお、提案受け付け後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討又は連携を中止します。

- ア 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)に該当する者
- イ 本市から指名停止を受けている者
- ウ 会社更生法、民事再生法等により更生又は再生手続を開始している者
- エ その他、本市が提案を受け付けることが相応しくないと判断した者

## ②提案内容

次の要件を全て満たすものとします。

- ア 本市の地域課題の解決を目指すものであること。
- イ 次の2つのうちいずれかの効果を期待できること。  
市民サービスの向上 / 行政課題の解決
- ウ 公益性、費用対効果等の観点から妥当な提案であること。

また、次のいずれかに該当する場合は、提案を受け付けられません。なお、提案受付後において、次のいずれかに該当する事実が判明した場合には、提案採用の検討又は連携を中止します。

- ア 法令や公序良俗に反する場合
- イ 政治、宗教、選挙活動を目的とする場合又は関連性や要素がある場合
- ウ 公共性・公平性に問題がある場合
- エ 営利が主たる目的である等、提案者の直接的な営業又は広告宣伝のみを目的とする場合
- オ 本市の施策や条例・規則等に反する場合
- カ 関係法令に基づき取り組みの実施に必要な許可・登録等を受けていない場合
- キ その他、本市が連携を行うことがふさわしくないと認められる場合

## (4)留意事項

- ① 取り組みの中で、市に費用負担を求める場合や交付金、補助金の活用を想定している場合は、提案時に分かる範囲で金額を明示してください。また、提案の性質等によっては入札又は公募の手続きを経る場合があります。
- ② 提案までに要する費用は提案事業者の負担とします。
- ③ 提案を受けることや対話をする場合は、提案内容実施の合意ではありません。また、提案内容の実現に対し、法的義務を負うものではありません。
- ④ 提案内容の実施にあたっては、市との対話により内容を変更する場合があります。

- ⑤ 提案から実施の過程で市から提供のあった情報は、その秘密を保持し、第三者へ提供は不可とします。
- ⑥ 提案(内容及び企画書等の資料等)の実現に向けた調整を行うに当たって、必要な範囲で、本市の関連部署及び調整に必要な諸機関に情報の公開・提供を行うことがあります。もし、情報の公開・提供を望まない内容等がある場合はご相談ください。
- ⑦ 提案書類等は、福島市情報公開条例(平成10年3月27日条例第1号)に基づく公開請求の対象となりますが、提案者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れのある部分は原則として非公開とします。
- ⑧ 提案者は、その提案内容が第三者の有する知的財産を侵害し、第三者に対して損害を賠償又は必要な措置を講じなければならないときは、提案者がその賠償額を負担するなど必要な措置を講じることとします。